

V. 信用リスク削減手法

1. リスク管理の方針及び手続

信用リスク削減手法とは当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と自行預金との相殺、クレジット・デリバティブ等が該当します。

当行では、担保や保証に過度に依存することがないように配慮しつつ、取引の種類やお取引先の信用度に応じた信用リスク削減手法を用いて信用リスクの軽減に努めております。

担保については、行内規定に従って客観的・合理的な評価を行い、電子稟議等による設定から解除に至る事務管理とデータベース更新の一体化、評価の自動洗い替え等システムを活用した継続的な管理を行っております。当行における主な担保としては、不動産、自行預金、上場会社の株式等が挙げられます。不動産は、原則として、群馬ビジネスサービス(株)（当行の連結子会社）が評価を行い、年2回の評価洗い替えを実施しております。上場会社の株式は市場価格に基づく日次の評価洗い替えを実施しております。

保証については、法人代表者等の個人、群馬信用保証(株)（当行の連結子会社）、信用保証協会等の公的保証機関の保証が主なものとなっております。

貸出金と自行預金の相殺については、当行とお取引先の融資取引における基本約定書である銀行取引約定書に規定しております。また、銀行取引約定書に基づかない個人向けローンの契約書等にも同様に規定しており、ほとんどの貸出金が対象となります。

クレジット・デリバティブは、現在、取扱いがありません。

信用リスク削減手法の適用に伴う、特定のお取引先や業種等へのリスク集中はありません。

なお、当行では、自己資本比率の算出における信用リスク削減手法として、包括的手法を採用しております。

2. 信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー

【連結】

(単位：百万円)

区分		平成18年度
適格金融資産担保	現金及び自行預金	61,102
	金	—
	債券	—
	株式	6,859
	投資信託等	—
	合計	67,961
保証 クレジット・デリバティブ	保証	457,339
	クレジット・デリバティブ	—
	合計	457,339

【単体】

(単位：百万円)

区分		平成18年度
適格金融資産担保	現金及び自行預金	61,102
	金	—
	債券	—
	株式	6,859
	投資信託等	—
	合計	67,961
保証 クレジット・デリバティブ	保証	457,339
	クレジット・デリバティブ	—
	合計	457,339

- (注) 1. 自己資本比率算出上、信用リスク削減手法を適用したエクスポージャーの額であります。
 2. 当行が採用する標準的手法においては、不動産担保は信用リスク削減の効果は認められておりません。
 3. 保証には政府保証債に対する中央政府の保証が含まれております。個人及び群馬信用保証(株)の保証は、自己資本比率告示の適格要件を満たしていないため、含まれておりません。